

求職者・求人者のみなさまへ

株式会社高槻ジョブプラス
許可番号(27-ユ-304307)

●取り扱うべき主な職種の範囲その他の範囲

・全職種／日本国内

主要な取扱業務範囲・・・衣料品・服飾雑貨の販売、デザイナー関連

●手数料に関する事項

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	無料
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50% 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【採用コンサルティングサービス】	雇用契約での成功報酬 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書 等に記載されている額)の50% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	無料

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

●個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱者は職業紹介責任者の上村章人です。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験

等客観的事項に基づく情報の開示を遅延なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅延なく訂正を行います。

●苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の上村章人です。

苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

●返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後2ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に返還します。

入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合50%

入社後2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合30%

なお、返戻金制度は有料職業紹介契約書にて別の定めをする場合があります。以上

なお、労働者の賃金については、労働基準法第24条により、労働者に直接お支払いください。

その他、本所の業務についてのご不審点は係員におたずねください